

(仮称) 児童福祉施設等審査部会について

1 背景

令和7年10月に児童福祉法等の一部を改正する法律が施行され、被措置児童等虐待の対象施設・事業が拡大した。これを受け、保育所等における区の措置内容等については、こどもの権利擁護部会に報告している。

一方で、従来の児童養護施設等とは施設の性質や提供する支援の形態が異なることから、より対象施設・事業の特性に即した専門的な見地から意見を具申いただくため、保育部会の名称、所掌事項及び部会員の構成を変更し、令和9年4月より(仮称)児童福祉施設等審査部会で報告を受ける体制へと見直す。

2 所掌事項

- (1) 保育所及び幼保連携型認定こども園の設置認可について、諮問を受けて答申すること。
- (2) 家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の認可について、諮問を受けて答申すること。
- (3) 児童福祉施設に対する事業停止命令について、諮問を受けて答申すること。
- (4) 認可外保育施設及び幼保連携型認定こども園に対する事業停止命令又は閉鎖命令について、諮問を受けて答申すること。
- (5) 幼保連携型認定こども園に対する認可の取消しについて、諮問を受けて答申すること。
- (6) 児童福祉法に基づく被措置児童等虐待に係る措置について報告を受け、意見を述べること。

＜対象施設・事業は以下のとおり＞

保育所、児童館、認可外保育施設、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、一時預かり事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、児童育成支援拠点事業、乳児等通園支援事業

- (7) 認定こども園法に基づく幼保連携型認定こども園の入園児虐待に係る措置について報告を受け、意見を述べること。

区内設置なし

- (8) 学校教育法に基づく私立幼稚園の入園児虐待に係る措置について報告を受け、意見を述べること。

区内15園

3 部会員構成（案）

7名（3名増）

- (1) 大学教授 2名
- (2) 建築士 1名
- (3) 公認会計士 1名
- (4) 弁護士 1名
- (5) 児童福祉施設等施設長（経験者含む） 1名
- (6) 小児科医 1名

※ 諮問又は報告する事案によって、出席する委員を調整予定

4 開催予定回数

年4回（四半期に1回）

なお、調査の進捗状況に応じて、臨時開催の可能性もある。

5 スケジュール

- (1) 令和9年1月26日（火）の児童福祉審議会の親会で、部会設置要綱の改正、保育部会の所掌事項及び名称の変更を諮る。
- (2) 令和9年4月より適用する。